

## 決 定 要 旨

被 審 人（本店） 東京都杉並区上高井戸1丁目8番17号  
（商号） 株式会社 f o n f u n

上記被審人に対する平成23年度（判）第16号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1963万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成23年11月30日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおり。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項2号及び4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成23年9月29日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別 紙)

1 課徴金に係る法 178 条 1 項各号に掲げる事実

法 178 条 1 項 2 号及び 4 号に該当

被審人は、東京都杉並区上高井戸 1 丁目 8 番 17 号に本店を置き、その発行する株券が大阪証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第 1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 20 年 8 月 13 日	第 13 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲264 百万円であることを 123 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
2	平成 20 年 11 月 12 日	第 13 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲797 百万円であることを 568 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
3	平成 21 年 2 月 12 日	第 13 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,100 百万円であることを 667 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
			平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 1,069 百万円であることを 1,501 百万円と記載	・債務保証損失引当金の不計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
4	平成 21 年 6 月 29 日	第 13 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 2,129 百万円であると ころを 1,680 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・債務保証損失引当金の不計上等
			平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日 の会計期間	貸借対照表	純資産額が 132 百万円である ところを 613 百万円と記載	
5	平成 21 年 8 月 13 日	第 14 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 6 月 30 日 の第 1 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 155 百万円である ところを 630 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
6	平成 21 年 11 月 16 日	第 14 期事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 21 年 7 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日 の第 2 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 173 百万円である ところを 640 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
7	平成 22 年 2 月 15 日	第 14 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 21 年 10 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日 の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 274 百万円であるところ を 727 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
8	平成 22 年 6 月 30 日	第 14 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 316 百万円であるところ を 766 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
9	平成22年 8月13日	第15期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が333百万円であるところを775百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
10	平成22年 11月12日	第15期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年7月1日 ～平成22年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が359百万円であるところを791百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

## 第2

平成21年10月30日、第13期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書及び第14期事業年度第1四半期会計期間に係る四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月16日、515,000株の株式を103,000,000円で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

## 2 法令の適用

上記1の第1の表に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）172条の2第2項前段、1項本文、法24条の4の7第1項

#### 番号 4

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文、法 24 条 1 項

番号 1、同 2、同 3 及び同 4 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び平成 20 年内閣府令第 79 号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」という。）61 条の 2 を適用する。

#### 番号 5、同 6 及び同 7

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

#### 番号 8

法 172 条の 4 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 5、同 6、同 7 及び同 8 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 を適用する。

#### 番号 9 及び同 10

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

上記 1 の第 2 に掲げる事実につき

法 172 条の 2 第 1 項 1 号、3 項、5 条 1 項、3 項、176 条 2 項

### 3 課徴金の計算の基礎

上記 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1、同 2、同 3 及び同 4

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文及び 2 項前段の規定により、被審人の第 13 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 13 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 13 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 13 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 13 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（473,326 円）

が

3,000,000 円

を超えないことから、

第 13 期第 1 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

第 13 期第 2 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

第 13 期第 3 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

第 13 期有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、第 13 期第 1 四半期報告書、第 13 期第 2 四半期報告書、第 13 期第 3 四半期報告書及び第 13 期有価証券報告書が、いずれも第 13 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 2 の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 13 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第 13 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第 13 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第 13 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

となる。

#### 番号 5、同 6、同 7 及び同 8

法 172 条の 4 第 1 項本文及び 2 項前段の規定により、被審人の第 14 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第 14 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第 14 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 14 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 14 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 14 期第 1 四半期報告書	22,625 円
第 14 期第 2 四半期報告書	40,151 円
第 14 期第 3 四半期報告書	32,582 円
第 14 期有価証券報告書	32,791 円

が

6,000,000 円

を超えないことから、

第 14 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 14 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 14 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 14 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 14 期第 1 四半期報告書、第 14 期第 2 四半期報告書、第 14 期第 3 四半期報告書及び第 14 期有価証券報告書が、いずれも第 14 期事業年度に係るものであることから、法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 14 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 14 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 14 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 14 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。



番号 9 及び同 10

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文の規定により、被審人の第 15 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 15 期第 1 四半期報告書」という。）及び同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 15 期第 2 四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

が

第 15 期第 1 四半期報告書	47,180 円
第 15 期第 2 四半期報告書	32,470 円

6,000,000 円

を超えないことから、

第 15 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 15 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となる。

上記 1 の第 2 に掲げる事実につき

法 172 条の 2 第 1 項 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、

平成 21 年 10 月 30 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

103,000,000 円  $\times$  4.5 / 100 = 4,635,000 円

について、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

4,630,000 円

となる。